
プロジェクト リース

項目 第 135 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 135 回リース会計専門委員会（2023 年 10 月 18 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

他の会計基準等との関係

（全体に対する意見）

2. 事務局提案に賛成する。
3. 本会計基準案等のソフトウェアへの強制的な適用が難しい理由について、リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分が困難であることとされているが、有形の資産であっても同様の困難性はあると考えられるため、理由の記載を見直す必要があると考える。
4. 無形固定資産のリースにおいて本会計基準案等の適用が任意となっていることについて、実務にどの程度ばらつきが生じるかは懸念がある。
5. ソフトウェアのサービスの提供は特定の資産の使用の支配を移転するものであり、リースの識別の要件を満たすものが多いと考えられるため、リースの識別の要件を満たさない契約がどのような契約なのかについても検討する必要があると考える。

（借手に対する意見）

6. 現行の企業会計基準第 13 号等のもとで無形固定資産のリースをオンバランスしていた借手について、本会計基準案等の適用に伴い無形固定資産のリースに本会計基準案等を適用しないことを選択する場合にはオフバランスとなるため、貸借対照表への影響が大きくなることが想定される。現行の企業会計基準第 13 号等のもとで無形固定資産のリースをオンバランスしている企業がどの程度存在するのかについて実態を調査する必要がある。
7. 現行の企業会計基準第 13 号等のもとで無形固定資産のリースをオンバランスしている企業があることを踏まえると、本会計基準案等の適用は任意とする点について説明を追加する必要があると考える。

(貸手に対する意見)

8. 貸手による知的財産のライセンスの供与について、現行の企業会計基準第13号等を適用していた企業は、今後は企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)への適用に変更されることにより開示すべき注記も異なることになるため、貸手による知的財産のライセンスの供与について、本会計基準案の範囲に含めて会計処理をする方が財務諸表利用者に有用な情報が提供できると考える。したがって、少なくとも貸手による知的財産のライセンスの供与について収益認識会計基準を適用することを強制するのではなく、本会計基準案等の任意適用を認めるべきであると考えます。
9. 知的財産のライセンスの供与について本会計基準案等の範囲から除く理由として、ファイナンス・リースなのかオペレーティング・リースなのかを判断することは原資産との比較の観点から困難となる可能性があるためとされているが、貸手は現行の企業会計基準第13号等のもとでファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの判定を既に実施していることから困難さはなく、本会計基準案等の範囲から除く理由には当たらないと考えます。
10. 収益認識会計基準が適用されるもの以外の無形固定資産のリースについて、貸手は本会計基準案等の適用を任意とする事務局提案に賛成するが、本会計基準案等を適用することが実態に即した会計処理になると考えられるため、強制はしないものの本会計基準案等の適用が推奨されるような表現とすべきである。
11. 貸手の取扱いについては、サービスとリースの境目になるような取引がなされているのか確認をして検討を進めるべきと考えます。

コメント対応表(質問3)**(コメント3-11)**

12. 事務局提案に賛成する。ただし、「探鉱又は使用のためのリース」という表現では範囲が分かりにくいと考えられるため、土地のリースやリグ等の資産の取扱いが明確に記載されている Topic 842 の表現を参考にするなどして、国際的な会計基準と整合する形で具体的な範囲をより明確に記載する方が良いと考えます。

リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し

(購入オプションの行使可能性の見直しの実施時期)

13. 事務局提案に賛成する。

(リース負債の修正による減少額が使用権資産の帳簿価額を上回る場合についての取扱い)

14. リース負債の調整減額が使用権資産の帳簿価額を上回る場合について、使用権資産は減損会計の対象になることから、このようなケースが生じることに違和感はない。一方、事務局の分析どおり損益として処理されるのは明らかであり、定めが明記されることで理解が容易になると考えるが、明記しない場合でも実務の混乱は大きくないと考える。

(割引率の取扱いの定め)

15. 明らかにリース負債の消滅と考えられるケースについてのみ割引率の取扱いを手当することは、一般的な金融負債の消滅時の会計処理との整合性を確保しているに過ぎず「バランスを欠く」とまでは言えないと考える。また、「これまで企業会計基準適用指針第16号の適用やその他の会計基準においても条件変更時に適用する割引率について特段の例示がなくとも実務において企業ごとの判断で会計処理が行われていると考えられる」との記載については、現行の企業会計基準第13号等のもとでは、オンバランス処理の対象は「ノンキャンセラブル・フルペイアウト」の場合しかなく、そもそも条件変更の生じるケースは稀であったと考えられるため、根拠とすることに違和感がある。
16. リースの範囲を縮小させる条件変更については、資産除去債務の見積りの変更等の他の会計基準における取扱いを参考にとすると、変更前の割引率を使うことになると考えられる。この点、明確な定めがないと実務において混乱を招く可能性はあると考えられるため、結論の背景において説明を追加して記載するなどの対応を図るべきと考える。

(その他)

17. 本会計基準案第40項において、借手は、リースの契約条件の変更が生じていない場合において延長オプションの行使等により借手の解約不能期間に変更が生じたときに、借手のリース期間を変更しリース負債の計上額の見直しを行うとされているが、この変更や見直しは、実際に行使した時点でリース負債の計上額の見直しを行うことで足りるのではないかと考えられる。このため、ガイダンスを追加して記載すべきと考える。
18. 前項の意見への対応として、IFRS第16号第21項を参考に具体的なケースを例示することが考えられる。

コメント対応表 (質問 15)

(コメント 15-5)

19. 再リースが繰り返されるケースについても、コメント対応案に追記すべきである。
20. 再リースはあくまでも延長オプションの一つであり、リースの開始日において行使可能性が合理的に確実か否かにより借手のリース期間に含めるかどうかが決まるものと理解している。このため、再リースが繰り返されるケースについても、繰り返し再リースされることが合理的に確実であるならば再リース期間は借手のリース期間に含まれるため、大きな懸念はないと考える。

(コメント 15-6)

21. 事務局提案に賛成する。修文により、再リースの例外の定めが適用される範囲が明確になると考える。

以 上